

修 正 案

議案第23号 令和8年度奈良市病院事業会計予算に対する修正案を別紙のとおり会議規則第94条の規定により提出します。

令和8年3月24日

予算決算委員長 道 端 孝 治 様

提出者

予算決算委員 宮 池 明

(別紙)

議案第 23 号 令和 8 年度奈良市病院事業会計予算修正案

第 3 条中「なお営業運転資金にあてるため、一般会計から長期借入金 1, 0 0 0, 0 0 0 千円を借り入れる。」を削る。

第 4 条支出の表第 1 款第 3 項を削る。

附属書類修正意見書

令和8年度奈良市病院事業会計予算実施計画

資本的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	原案	差 引 増 減		修正案
				増	減	
1. 資本的支出			1, 181, 356		1, 000, 000	181, 356
	3. 長期貸付金		1, 000, 000		1, 000, 000	0
		1. 長期貸付金	1, 000, 000		1, 000, 000	0

令和8年度奈良市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

(単位：千円)

原 案	(3) 財務活動によるキャッシュ・フロー	
	1 企業債の償還による支出	△179,600
	2 リース債務の返済による支出	△1,756
	3 一般会計からの借入金による収入	1,000,000
	4 その他の他会計への貸付金による支出	<u>△1,000,000</u>
	財務活動によるキャッシュフロー	△181,356
修 正 案	(3) 財務活動によるキャッシュフロー	
	1 企業債の償還による支出	△179,600
	2 リース債務の返済による支出	△1,756
	3 一般会計からの借入金による収入	0
	4 その他の他会計への貸付金による支出	<u>0</u>
	財務活動によるキャッシュフロー	△181,356

令和8年度奈良市病院事業予定貸借対照表

(令和9年3月31日)

(単位：千円)

原 案	資 産 の 部		
	1. 固 定 資 産		
	(3) 投資その他の資産		
	イ 長期貸付金	<u>1,000,000</u>	
	投資その他の資産合計		<u>1,000,000</u>
	固定資産合計		6,191,265
	資 産 合 計		<u>6,318,555</u>
	負 債 の 部		
	3. 固 定 負 債		
	(2) 他会計借入金		
	イ その他の長期借入金	<u>1,000,000</u>	
	他会計借入金合計		1,000,000
	固定負債合計		3,718,305
	負 債 合 計		<u>5,935,340</u>
資 本 の 部			
負債資本合計		<u>6,318,555</u>	

修 正 案	資 産 の 部		
	1. 固 定 資 産		
	(3) 投資その他の資産		
	イ 長期貸付金	0	
	投資その他の資産合計		0
	固定資産合計		5, 191, 265
	資産合計		<u>5, 318, 555</u>
	負 債 の 部		
	3. 固 定 負 債		
	(2) 他会計借入金		
	イ その他の長期借入金	0	
	他会計借入金合計		0
	固定負債合計		2, 718, 305
負債合計		<u>4, 935, 340</u>	
資 本 の 部			
負債資本合計		<u>5, 318, 555</u>	

令和8年度奈良市病院事業会計予算事項別明細書

資本的収入及び支出

支 出

款 項	目	原 案	修正案	節		差引増減		修正案	説 明
				区分	金額	増	減		
1. 資本的支出		千円 1,181,356	千円 0		千円	千円	千円	千円	
3. 長期貸付金		1,000,000	0						
	1. 長期貸付金	1,000,000	0	一般貸付金	1,000,000		1,000,000	0	指定管理者への長期貸付金

奈良市病院事業注記表

<p>原 案</p>	<p>V.その他</p> <p>1 一般会計からの長期借入金 病院事業の運営に必要な資金として、一般会計より以下の条件で借入を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・借入上限 1,000,000千円 ・借入期間 令和16年3月31日まで ・利 息 無利息 <p>2 指定管理者への長期貸付金 市立奈良病院の運営管理に必要な資金として、指定管理者へ以下の条件で貸付を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・借入上限 1,000,000千円 ・借入期間 令和16年3月31日まで ・利 息 無利息
<p>修 正 案</p>	